

委員会審査概要

総務健康常任委員会

◆吉川市総合体育館条例の一部を改正する条例

夏期間6か月にして料金を平準化することも含め、どのような検討がされたのか。

答 使用料の算定については、夏期以外の利用者にも一定の負担を求め、時期による乖離縮減を図ることが望ましい。一方で、直接的に受益の発生する夏期とそれ以外の時期には一定の差があるべきと考え、誰もが当然に空調が稼働すると思われる7月から9月が適当と考えた。また、利用団体や個人利用者に意見聴取したが、他市に比べて使用料が低額であることから、料金の見

直しについては理解できる

との意見をいただいている。今回の改定の大前提は空調機を設置し、スポーツをする場の環境整備として夏場にエアコンを使用するため、光熱費を受益者負担とした。平準化した場合、エアコンを使っていない冬場にも高額な使用料を支払うことになり、理解が得られないと考えた。

《提案理由》

夏期料金設定が、7月から9月の3か月間に疑問がある。年間を通しての平準化や、夏期間、熱中症対策期間とするなど、より市民に理解が得られるように、閉会中の継続審査の動議を提出する。

賛成多数で可決



降旗聡委員からの動議

吉川市総合体育館条例の一部を改正する条例の閉会中の継続審査について



委員会報告を行う赤出川委員長

こども教育常任委員会

◆吉川市立小・中学校体育施設開放に関する使用料条例の一部を改正する条例

夏期間6か月にして料金を平準化することも含め、どのような検討がされたのか。

答 使用料の算定については、夏期以外の利用者にも一定の負担を求め、時期による乖離縮減を図ることが望ましい。一方で、直接的に受益の発生する夏期とそれ以外の時期には一定の差があるべきと考え、誰もが当然に空調が稼働すると思われる7月から9月が適当と考えた。また、利用団体や個人利用者に意見聴取したが、他市に比べて使用料が低額であることから、料金の見直しについては理解できるとの意見をいただいている。今回の改定の大前提は空調機を設置し、スポーツをする場の環境整備として夏場にエアコンを使用するため、光熱費を受益者負担とした。平準化した場合、エアコンを使っていない冬場にも高額な使用料を支払うことになり、理解が得られないと考えた。

定をしている。

問 先ほどの答弁で近隣の自治体の話があったが、越谷市は体育館の利用並びに空調利用が無料。松伏町は体育館の利用が無料の状況である。こういった近隣との比較はしたのか。

答 近隣の状況は把握している。基本的な考えとしては、受益者負担をお願いしたいところがある。

問 様々な利用者の意見は聞いているとのことだが、どれくらい意見が届いているのか。

答 スポーツ推進課でよく使用している団体等に対し声をかけてご意見をちょうだいしている。規則により、実際の事務に当たっては、全てスポーツ推進課で行っている。

賛成多数で可決